

**住宅宿泊事業法施行上の諸課題に関する  
検討の経過及び議論のまとめ**

平成30年2月8日  
岐阜県住宅宿泊事業有識者会議

## 1 はじめに

ここ数年、一般住宅等を活用してインターネットを通じ宿泊者を募集する民泊サービスが世界各国で展開されており、わが国でも急速に普及拡大している。

また、国では、平成 29 年度からの新たな「観光立国推進基本計画」を策定し、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、同年までの訪日外国人旅行者数を 4,000 万人とする等の目標を掲げ、そのための施策として民泊サービスに関する法整備が位置付けられた。

民泊サービスは、IT を活用したシェアリングエコノミーの新たな一分野として、訪日外国人観光客をはじめとする宿泊需要の拡大、宿泊ニーズの多様化への対応に加え、空き家の有効活用という面からも期待が寄せられている。

その反面、一部自治体では騒音・ゴミ処理などを巡り近隣住民とのトラブルが顕在化しているほか、衛生管理、防災・防犯など安全・安心面での懸念や不安を指摘する声も少なくなく、こうした民泊サービス実施に伴う外部不経済への対応が課題となっている。

そのため、国においては、規制改革会議を中心に平成 27 年から検討が進められ、実態が先行している民泊サービスに対し、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスを推進するという観点から、平成 28 年 6 月には、次のとおり制度化に向け基本的枠組が取りまとめられた。

- ・規制改革会議

  - 規制改革実施計画「民泊サービスにおける規制改革」

- ・観光庁・厚生労働省

  - 「民泊サービス」のあり方に関する検討会最終報告書

これを踏まえ、民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした「住宅宿泊事業法」（以下「本法」という。）が平成 29 年 6 月に制定され、本年 6 月には施行が予定されているところである。

本法では、住宅宿泊事業実施に当たり地域の実情を反映するための規定として、第 18 条（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）が設けられて

おり、具体的には「事業に起因する（中略）生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に認められる限度において、（中略）条例で定めるところにより、区域を定めて（中略）事業を実施する期間を制限することができる。」（以下「期間制限条例」という。）とされている。

平成 29 年 10 月には、本法施行令（政令）及び関係の施行規則（省令）が公布され、本法政令により期間制限条例を制定する際の「基準」が示された。

さらに、本法の規定の解釈及び留意事項等を示す「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（以下「国ガイドライン」という。）が同年 12 月に示され、期間制限条例に関する基本的な考え方、本法政令の「基準」の考え方とともに、区域及び期間の設定イメージとして 3 つの類型が例示された。（以上、別表 1 参照）

岐阜県では、これを受け、同年 12 月 25 日、本法の施行上の諸課題についての意見を聴取するため、住宅宿泊事業有識者会議（以下「当会議」という。）が設置され、以降 4 回にわたり検討を重ねた。

## 2 検討の経過

第 1 回会議では、本法の概要、期間制限条例に関する本法、政省令及び国ガイドラインの規定内容等を確認した。主な意見は以下のとおりである。

期間制限条例については、「制限を必要とする合理性を判断していくことが原則であり、地域の声に耳を傾けることは重要ではあるが、本法は民泊振興を目的とする法律であり、合理性がなければ法の目的・趣旨を逸脱しているとして否定されてしまう。」「条例制定には合理的な理由が必要であり、感覚に流されることは危険であり、市町村からの意見を個別・具体的に見ていくことが必要である。」などとの意見があった。

また、地域振興の観点からは、住宅宿泊事業について若者による地域づくりや空き家対策などへ有効に活用していく必要があるとの意見もあった。

さらに、「現状のままの民泊が合法化されてしまうのではないか、という懸念があるかもしれないが、事業者には届出という制度が新たに課され

るなど本法の枠組により適切な管理がなされるようになることを説明していくべきである。」との指摘があった。

第2回会議では、事務局から本法による適正な民泊サービス確保のための規制内容、具体的には宿泊者の衛生・安全の確保、周辺環境への悪影響及び近隣トラブルの防止、事業の透明性確保、家主不在型住宅宿泊事業に係る規制等について詳細にわたり報告を受けた。

次いで、関係団体等からの意見聴取を行った。その際の主な意見は以下のとおりである。

岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長からは、「民泊を制度化する法律が制定された以上、今さら仕方がない。」としつつ、「既存事業者が減少している状況であり、宿泊業が今後どうなるか心配である。」「今後、大企業が民泊へ参入することに危機感を抱いている。」との意見があった。

日本旅館協会中部支部連合会岐阜支部長からは、「既存旅館業者とのイコールフットィングは図られていない。」「住居専用地域などを対象に期間制限条例の制定まで踏み込んで検討いただきたい。」とし、あわせて厳格な指導監督を行うことなど広範にわたり要望が示された。

岐阜県観光連盟副会長からは、「民泊には反対していたが、法として国内で一律で定められ、条例も本法で決められた部分でしか定められないことは認識している。本法が成立した以上仕方がないことである。」との意見があった。

全日本不動産協会岐阜県本部理事からは、「旅行形態が変化しており、日本でも民泊を受け入れていくべきである。」「国ガイドラインの規制について周知していくことが必要であるとともに、地域の理解を得て民泊を受け入れていく環境を整えることが重要である。」との意見があった。

郡上市内においてゲストハウスを営む事業者からは、「既存の旅館・ホテルの良さもあれば、民泊の不便さゆえの楽しみ方もある。それぞれが得意分野を示したうえで差別化を図って、利用者から選んでもらえるような姿となることを期待する。」「健全な事業者育成には、ハード面だけでなく、受け入れ方法といったソフト面での事例を事業者と共有していくことも重要である。」との意見があった。

高山市からは、「民泊により高山のブランド力やおもてなしが損なわれる不安がある。市民の日常生活が脅かされる不安もある。」との意見があった。

郡上市からは、「旅館・ホテルの稼働率から考えて、本法の目的が全国一律に通用するのか疑問であり、最大限かつ合理的な範囲内で条例を制定するよう検討してほしい。」との要望があった。

下呂市からは「商業地域（温泉街）にも住民が多く居住しており、生活環境の悪化を懸念する声がある。」との意見であった。

### 3 当会議での検討事項

以上2回の会議での議論を踏まえ、当会議において検討すべき事項として、次の2点を整理した。

- (1) 期間制限条例制定の要否について
- (2) 適正な住宅宿泊事業確保のための方策について

### 4 期間制限条例制定の要否について

本法省令では、「条例の検討段階から、(中略)市町村の意向を踏まえて検討を進められることが望ましい。」とされている。

そのため、事務局においては、本法政令案が示された本年9月の段階で、全市町村を対象に県内において期間制限条例の対象となりうる事象の有無について意見照会がなされたところである。

その後、国ガイドラインが示されたことを受け、第2回当会議での意見を踏まえ、改めて事務局による全市町村に対する意見照会が行われた結果、期間制限条例制定が必要との回答が高山市、郡上市及び下呂市の3市から提出された。その区域、期間及び理由は別表2のとおりである。

これを受け、第3回会議では、民泊の現状や地域の実情について詳細に把握するため、上記3市から直接意見聴取を行うこととした。

高山市からは、「本法においても制限がしっかりなされていること、住居専用地域であることを理由とした制限はかけられないことは認識している。」としつつ、「本市では都市計画により観光エリアと住居専用エリ

アを細かく分け、観光振興と市民の生活環境保全の両立に配慮するため、後者については独自の地区計画を策定した。今後も住みやすい住環境が確保されるよう期間の縮減をお願いしたい。」との趣旨の説明があった。なお、「具体的なトラブル事案があるわけではないが、現在は通報窓口がなく、民泊そのものが水面下で行われているという事情もあるのではないか。」とのことであった。

郡上市からは、「旧八幡市街地は住宅が密集し、近所が顔見知りの間柄である。そこへ不特定多数の民泊利用者が出入することに不安がある。人が住んでいればコントロールができるということもあるが、家主不在型に一番不安を覚える。」との趣旨の説明があった。

下呂市からは、「条例制定の理由として納得がいくような材料は持ち合わせておらず、感情的な部分が先走っている面がある。」としつつ、「温泉街の旅館・ホテル事業者においては、接客、衛生確保、防火、防犯に真剣に取り組んでいらっしゃる中で、民泊が行われることにより風評被害が生じることを心配されている。風評被害が生じることをないようにするために条例による規制をお願いしたい。」との趣旨の説明があった。

以上を踏まえ、期間制限条例制定を必要とする合理性について、以下のとおり、本法、本法政令及び国ガイドラインの規定に即しつつ個別に検討を行った。

まず、3市に共通して提出された住居専用地域等を設定することについては、国ガイドラインにおいて「各地域毎に（中略）当該地域の生活環境にもたらす影響等についてきめ細かに検討を行うなど、合理的に必要と認められる限度において、特に必要である範囲で区域が設定されているかどうかについて特に十分な検証を行う」とされており、そうでなければ、「住居専用地域を含めて全国的に健全な民泊サービスの普及を図ることとした本法の目的」を逸脱する可能性が高い。

この点、委員からは、「静穏な居住環境の確保ということを言い出したら、国内中全ての地域で当てはまってしまい地域の実情についての具体性がない。」、「各市から説明のあった生活環境への悪影響という懸念に対しては、事前周知や指導監督など他の方法により対処が可能ではないか。」

との意見があった。また、「高山市のように、観光エリアと住居専用エリアを明確に分け、現在でも相応の厳しい規制があるとのことであれば、住居専用エリアでの民泊ニーズがあるのか疑問である。」との意見もあった。

なお、高山市において制限期間を「常時」とすることについては、国ガイドラインにおいて「条例によって年間全ての期間において住宅宿泊事業の実施を一律に制限し、年中制限できること等は、本法の目的を逸脱するものであり、適切ではない。」とされている。

次に、郡上市からの家主不在型住宅宿泊事業を対象に制限を行うことについては、国ガイドラインにおいて「本法では登録された住宅宿泊管理業者への委託義務等により、家主不在型であっても、家主居住型と同様に事業の適正な運営の確保が図られていることから、家主居住型と家主不在型を区分して住宅宿泊事業の制限を行うことは適切ではない。」とされている。

さらに、郡上市からは、児童・生徒の防犯の観点から市内全小中学校を対象に周辺100m以内について制限を行うべきとの回答があった。委員からは、「登下校時の防犯上の観点であれば100mという範囲は意味をなさない。民泊利用者の入込みにより昼間に騒音が発生することなら、仮に騒音があるにしても、むしろ児童・生徒が学校にいない夜間のほうであり、学校運営に支障を来すことはないのではないか。」との意見であった。また、国ガイドラインにおいて「住宅宿泊事業の実施の制限は各地域の実情に応じてきめ細やかに行う必要がある。」とされているところ、学校ごとの立地状況等の属性によることなく、一律に特定の地域を対象とすることは適切ではないと考えられる。

同じく郡上市からの別荘地に対する制限については、「別荘地には様々なニーズがある。条例により規制し、一方的に過去に購入した所有者の利益を優先し、民泊事業を排除するのは合理性に欠ける。」との意見があった。また、現時点では住宅宿泊事業の実施により生活環境悪化をもたらす可能性やその具体的な程度なども明らかにはされていないものではないと考えられる。

なお、高山市及び下呂市からは、旅館業法の規制下にある既存宿泊事

業者との公平性確保という観点からも同等の区域規制を行う必要があるとの意見が示された。しかし、この点については既に本法の制定過程において整理が行われており、その結果、住宅宿泊事業の年間提供日数の上限を180日とすることに加え、今般の改正旅館業法における規制緩和措置により既存宿泊事業者との競争条件には一定の配慮がなされているところである。したがって、期間制限条例の検討に当たってこのような観点を加える余地はないと言わざるを得ない。

また、「3市とも観光地であり、民泊をチャンスととらえることもできるのではないか。」「最初から条例で排除すると、民泊事業者の健全な育成はできない。新しい事業の芽を条例で摘み取ってしまうことは適正なことなのか。」「地域の力を働かせて事業者を地域の一員として参加させていく努力も必要である。」「民泊が成熟していく過程で市場メカニズムが働くことによって健全な民泊が定着していくのではないか。」との指摘があった。

以上の検討を通じ、期間制限条例に関し、委員からは、「一般的には一律で地域を対象に規制などをかけるという条例は多いが、本法では特別な事情、合理的な理由がある場合には、条例により区域や期間を限定し、例外を設けていくという趣旨である。そうすると、合理性についての説明ができるかということが論点となるが、各市からの説明では合理的に説明できているとは言い難い。」との総括的な意見があった。

## 5 適正な住宅宿泊事業確保のための方策について

当会議での検討の過程では、市町村及び関係団体等からは、「木造住宅の多い地域では火の不始末による火災が心配である。」「自治体が定めたゴミの取扱いルールが徹底されるか危惧している。」「防音等の設備がない一般住宅では、騒音や振動などが発生するおそれがある。」「自治会など既存の地域コミュニティと調和していくことができるのか。」などの懸念が示された。これらは、多くの地域住民や県民にとっても同様であろうと推察されるところである。

また、本法により指導監督に当たる県に対しては、「届出があった場合



には、市町村、警察、消防にも情報共有してほしい。」「事業者向け説明会の機会を増やすべきである。」「住民の不安は本法による規制の不周知によるところもあるので、住民向けにも説明をしていくことが必要である。」「分かりやすい相談窓口を保健所ごとに開設してほしい。」「取締りを強化してほしい。」などと多岐にわたり意見や要望もあった。

これらを踏まえて、委員からは、条例制定という法制面での検討とは別に、「懸念や不安というものをどのような形で解消していくのかを考えていくべきある。」「心情的・主観的な安心という部分に配慮し、地元の方が納得できるような手当てを県においてしていかなければならない。」などとの意見があった。

## 6 議論のまとめ

以上のとおり、現在、大都市圏を中心に民泊による近隣地域とのトラブルも発生している折、本法の施行により民泊がいわば解禁となり、今後普及していくことに関し、市町村及び関係団体等からは多岐にわたり懸念や不安、危惧が示されたものの、岐阜県内での民泊の現状も考慮すれば、岐阜県においては、ただちに条例に基づく期間制限を行う必要はないと考える。

他方で、上記のような懸念や不安、危惧が県民、市町村及び関係団体等の間で共有されていることは事実であり、その解消を図っていくべきである。

### (1) 期間制限条例制定の要否について

先に事務局が行った全市町村への意見照会の結果及び今般3市から提示された各事象について個別に検討を行った結果、岐阜県内においては、本法において期間制限条例制定の要件とされている住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するために期間制限条例を必要とする合理性を見出すことはできず、当会議としては、岐阜県においてただちに期間制限条例を制定することは適当ではないとの結論に至った。

なお、今後は、適正な事業運営が図られるよう努めるとともに、住宅宿泊事業の実施状況の把握に努め、適正な事業運営がなされてもなお生活環

境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、条例に基づく期間制限を行うことについて改めて検討されたい。

## (2) 適正な住宅宿泊事業確保のための方策について

適正な住宅宿泊事業を確保していくためには、指導監督権限を持つ県の役割は極めて重要であり、県には住宅宿泊事業に対する様々な懸念や不安に対し、真摯かつ丁寧に向き合い対処していくことを求めたい。

その際には、いわゆるヤミ民泊に対する取締りの強化に加え、本法施行により民泊に対し新たに法規制が適用され、適正な民泊が普及されていくことについて、市町村担当者を含め広く県民に対し周知徹底を図っていくべきである。

また、住宅宿泊事業者に対しては、本法に基づく指導監督権限を適切に行使していくことは言うまでもないが、それと同時に健全な事業者を育成していくという観点からの方策についても検討されたい。

さらに、様々な苦情や問い合わせに対し迅速に対応するため、市町村をはじめ関係部署及び関係団体との情報共有を含めた緊密な連携・協力体制を構築していくことが重要であると考えます。

これら諸点を踏まえ、県においては、県民の安全・安心を確保するため、県の責務、市町村との連携、事業者の遵守事項の明確化及び健全な事業者育成のための施策、県民への周知及び相談体制の整備、必要が生じた場合に期間制限を行うための手続きなどについて、新たな条例の制定を含めて、適正な住宅宿泊事業の実施を担保するための方策を確立し、速やかに実行に移されたい。

## 7 おわりに

岐阜県では、観光産業の基幹産業化を重要政策として位置付け、国内外から人を呼び込む施策を積極的に展開されているところであり、今般の民泊サービスの制度化は好機とも捉えることができる。

今後、関係者が連携・協力して健全な民泊サービスを地域に根付かせ、発展させることにより観光産業の活性化に寄与していくことを切に期待するものである。

## 住宅宿泊事業法による期間制限条例について

### ■住宅宿泊事業法及び政省令の規定内容

#### 住宅宿泊事業法 第18条（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）

都道府県（住宅宿泊事業等関係業務事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

#### 住宅宿泊事業法施行令 第1条（住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準）

住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第18条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 法第18条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと。
- 2 住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行うこと。
- 3 住宅宿泊事業を実施してはならない期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行うこと。

#### 住宅宿泊事業法施行規則 第14条（条例の制定の際の市町村の意見聴取）

第1項 都道府県は、法第18条の規定に基づく条例を定めようとするときは、あらかじめ、当該条例の案を当該都道府県の区域内の市町村に送付しなければならない。

第2項 前項の規定による送付を受けた市町村は、都道府県に意見を述べようとするときは、都道府県が指定する期日までに意見を提出するものとする。

## ■住宅宿泊事業法施行要領（国ガイドライン）の要旨

### （基本的な考え方）

- 法は、健全な民泊の普及を図るものであり、当該ルールの下で、住宅宿泊事業の実施を可能としている。生活環境の悪化を防止する観点から必要があるときは、本条に基づき、合理的と認められる限度において一定の条件の下で例外的に住宅宿泊事業の実施を制限することを認めている。

### （政令に定める基準の考え方）

- 住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止する必要性は個々の区域によって異なるものであることから、住宅宿泊事業の実施の制限は各区域の実情に応じてきめ細やかに行う必要がある。

### （ゼロ日規制等に対する考え方）

- 本法は住宅宿泊事業を適切な規制の下、振興するというものであり、本法に基づく条例によって年間全ての期間において住宅宿泊事業の実施を一律に制限し、年中制限できるとすること等は、本法の目的を逸脱するものであり、適切ではない。
- 家主不在型であっても、家主居住型と同様に事業の適正な運営の確保が図られていることから、家主居住型と家主不在型を区分して住宅宿泊事業の制限を行うことは適切ではない。

### （条例制定にあたっての留意事項）

- 条例の検討段階から、都道府県等と市町村が十分に意思疎通を行い、当該市町村の意向を踏まえて検討が進められることが望ましい。

### （区域及び期間の設定イメージ）

- A 静穏な環境の維持及び防犯の観点から学校・保育所等の近隣地域において、住宅宿泊事業を実施することにより、学校・保育所等の運営に支障をきたすほどに、現状では保たれているその生活環境が悪化するおそれのある場合

区域：当該施設周辺の一定の地域

期間：月曜日から金曜日まで（学校の長期休暇中は除く。）

- B 静穏な環境を求める住民が多く滞在する別荘地において、住宅宿泊事業を実施することにより、現状では保たれているその生活環境が悪化するおそれのある場合

区域：別荘地内

期間：別荘地の繁忙期となる時期

- C 狭隘な山間部等にあり、道路事情も良好でない集落において、住宅宿泊事業を実施することにより、道路等の混雑や渋滞を悪化させ、日常生活を営むことに支障が生じ、生活環境を損なうおそれのある場合

区域：当該集落地域

期間：紅葉時期等例年道路渋滞等が発生する時期

（駐車場が無い、あるいは、公共交通が著しく不足している等の事情のある場合には、都市部でも同様の考え方により地域・区間を定めることはあり得る。）

- ※ 本例示はあくまで視点を提供しているにすぎず、これらの事例であれば必ず条例の制定が可能であるという趣旨ではなく、あるいは、これらの事例に限って条例の制定が可能であるという趣旨でもない。

別表 2

市町村名	区 域	期 間	理 由
高 山 市	都市計画法で定める 第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地 域、及び第二種中高層住居 専用地域	常 時	現状では保たれている 生活環境が悪化する（治 安、安全性、ゴミ、騒音 等）おそれがある。また、 ホテル・旅館については 当該地域で営業ができ ないため、既存の宿泊事 業者との公平性が確保 できない。
郡 上 市	市内全小中学校	学校就業日	不特定多数の出入りに より児童、生徒の登下校 の防犯上の環境悪化が 見込まれる。
	市内の別荘地 （ただし、現にホテル等の 不特定多数の出入りがあ る場所を除く）	別荘所有者が 多数滞在する 時期	不特定多数の出入りに より別荘地特有の静穏 な環境が悪化される恐 れがある。
	住居専用地域	土、日、祝日 を除く期間	不特定多数の出入りに より住宅の良好な環境 が悪化する恐れがある。
下 呂 市	都市計画法第8条第1項 第1号に規定する用途地 域 （第1種低層住居専用地 域、第1種中高層住居専 用地域、第2種中高層住居専 用地域、第1種住居地域、	祝日、土日及 び12月31日 から翌年の1 月3日までの 日以外の期 間。 ただし、上記	左記区域内は住宅が密 集しており、住宅宿泊事 業による騒音や振動等 の生活環境の恐れがあ る。 旅館業法による旅館・ホ テル等については、旅館

	<p>第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域)</p>	<p>の制限のうち、知事が定める期間は除く。</p>	<p>業法等による基準を満たしており、独立した建築物であるため、騒音や振動等により近隣へ悪影響を与える恐れは小さい。</p> <p>一方住宅宿泊事業については、そうした基準は緩和されている他、長屋や共同住宅等での事業も可能なため、近隣へ悪影響を与える恐れが大きい。</p>
--	-----------------------------------	----------------------------	--

## 住宅宿泊事業有識者会議委員名簿

団体等名称・役職	氏名
岐阜経済大学経営学部 教授	竹内 治彦【座長】
岐阜経済大学経済学部 准教授	菊本 舞
岐阜大学工学部 教授	高木 朗義
朝日大学法学部 教授	大野 正博
岐阜県市長会 副会長（中津川市長）	青山 節児
岐阜県町村会 理事（垂井町長）	中川 満也
岐阜県商工会議所連合会 （高山商工会議所 参事）	大洞 幸雄
岐阜県商工会連合会 専務理事	酒井 忠

## 【 参 考 】

### 第1回会議（平成29年12月25日）

- 住宅宿泊事業法施行上の諸課題について
  - ・住宅宿泊事業法（民泊新法）の概要について
  - ・住宅宿泊事業法による期間制限条例について

### 第2回会議（平成30年1月16日）

- 住宅宿泊事業法による適正な民泊サービス確保のための規制について
- 関係団体等からの意見聴取

#### 【意見聴取者】（敬称略）

岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	瀧 多賀男
日本旅館協会中部支部連合会岐阜支部長	伊藤 善男
岐阜県観光連盟副会長	池田 喜八郎
全日本不動産協会岐阜県本部理事	長瀬 栄二郎
郡上八幡ゲストハウス「まちやど」管理人	木村 せい子
高山市商工観光部長	高原 恵理
郡上市商工観光部観光課長	畑佐 邦彦
下呂市観光商工部観光課課長補佐	細江 隆義

### 第3回会議（平成30年2月2日）

- 市町村への意見照会に基づく条例制定の要否に関する検討について
  - ・意見聴取（高山市、郡上市、下呂市）
- 健全な住宅宿泊事業を確保するための方策について

### 第4回会議（平成30年2月8日）

- 住宅宿泊事業法施行上の諸課題に関する検討の経過及び議論のまとめについて